

第130回東北地方交通審議会
船員部会 議事要録

令和元年8月23日
東北地方交通審議会
船員部会事務局

東北地方交通審議会 第130回船員部会

日 時 令和元年8月23日(金) 13:30~

場 所 仙台第4合同庁舎 2階会議室

出席者 公益委員 : 高橋(真)部会長、増田部会長代理

豊田委員、佐々木委員

労働者委員 : 熊谷委員、高橋(雅)委員、鈴木委員

使用者委員 : 勝倉委員、白幡委員、平岡委員

運輸局 : 畠山海事振興部長、丹藤海事振興部次長

佐藤船員労働環境・海技資格課長

柳田船員労政課長、鈴木専門官、渡邊労政係長

議 題

(1) 審議事項

船員に関する特定最低賃金の改正に係る諮問について

(2) 管内の雇用等の状況について

(3) その他

(資料)

- 資料1 船員の特定最低賃金の改正に関する諮問関係資料
- 資料2 船員職業安定業務取扱状況説明資料(6月分)
- 資料3 新規求人・求職数(東北管内:3年対比)
- 資料4 有効求人・求職数(東北管内:3年対比)
- 資料5 新規求人・求職数(全国)
- 資料6 有効求人・求職数(全国)
- 資料7 有効求人倍率(東北管内)
- 資料8 有効求人倍率(全国)
- 資料9 「南陽市で中学生海洋キャリア教育セミナー開催」プレスリリース
- 資料10 新聞情報

◎開 会

【丹藤海事振興部次長】

〔第130回船員部会の成立状況について報告〕

〔配付資料の確認〕

◎議 事

(1) 審議事項

【高橋（真） 部会長】

それでは、議事に入ります。

お手元にあります議事次第の「議題（1）審議事項」に入ります。

「船員に関する特定最低賃金の改正に係る諮問について」配付資料1-1のとおり、8月8日付で東北運輸局長から東北地方交通審議会会長に対し、最低賃金法第35条第7項の規定に基づき、最低賃金の改正に係る諮問がありました。

そして、配付資料1-2のとおり、東北地方交通審議会運営規則第9条により、船員部会において審議されるよう、8月20日付で東北地方交通審議会会長から当船員部会に付託されました。

では、海事振興部長から諮問の趣旨を説明願います。

〔畠山海事振興部長から諮問の趣旨を説明〕

【高橋（真） 部会長】

条件が整ったということで、諮問が決定されたということです。

ただいまの説明について、委員の皆様から何かご質問等ございましたらお願いします。

それでは、質問がないようですので、諮問を受けまして、船員部会運営規則第6条の規定により最低賃金専門部会（4業種）を設置することとします。

続きまして、事務局から資料の船員の特定最低賃金の改正に関し、関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する公示案及び船員の特定最低賃金の改正に関する諮問状況について、説明をお願いします。

〔柳田船員労政課長から資料1-3、1-4、1-5に基づき説明〕

【高橋（真） 部会長】

ただいまの説明について、スケジュールも含め、何かご意見、ご質問はありませんでしょうか。

ないようですので、ご了解いただいたものといたします。

(2) 管内の雇用等の状況について

【高橋（真） 部会長】

次に、議事次第の「議題（2）管内の雇用等の状況について」、事務局から報告をお願いします。

〔柳田船員労政課長から資料2～8に基づき報告〕

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございました。

ただいまの報告内容について、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。ないようですので、ご了承いただいたものといたします。

(3) その他

【高橋（真） 部会長】

次に、議事次第の「議題（3）その他」に入ります。

まず最初に、資料9について事務局から説明をお願いします。

〔柳田船員労政課長から資料9に基づき説明〕

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございました。

ただいまの説明内容について、何かご意見、ご質問はありますでしょうか。

【増田部会長代理】

管内には、たくさん市町村がありますが、どこで開催するかは、どのように決めているのでしょうか。

【柳田船員労政課長】

ここでは5年ほど前に、南陽市のすぐ近くの出身の東京海洋大学の学生さんの発案により、もっと自分の地元の子たちに海のことを知ってほしいということで開催しました。

そして、地元の教育委員会もこれは非常にいい試みだということで、それ以来、毎年やってくれとリクエストがあり、継続的にずっと5年やっています。

【高橋（真） 部会長】

ありがとうございます。ほかにございますか。

ないようですので、次に、委員の皆さんからの情報提供をお願いします。

では、労働者委員からお願いします。

【高橋（雅）労働者委員】

8月4日ですが、石巻の長浜海岸に保護者・子ども合わせて大体170人くらいが集まり、海に関心を持ってもらおうと、子どもたちに地引き網を体験させました。本来は7月28日の予定でしたが、ちょうど台風の影響で1週間延ばし、それでも170名くらいの人に来てくれ、子どもたちも地引き網に興味を示して、蟹だろうが魚だろうがもう素手でつかんだり、とても楽しい一日になったものと思っています。

【高橋（真）部会長】

ありがとうございました。そのほかありますか。

【熊谷労働者委員】

新聞にも出ていましたが、16、17日と大型サンマ船が、20日の解禁に向けて出港しました。今年も、去年や一昨年と同様になかなか厳しい状況となっています。

【高橋（真）部会長】

ありがとうございます。

それでは、使用者委員をお願いします。

【平岡使用者委員】

昨年の12月に商船三井客船のにつぼん丸が、グアム島で米軍施設の栈橋に衝突し、その際、船長の呼気からアルコールが検出されたことを受けて、海運分野の飲酒対策に関する検討会というものが設置され、3回会合を開き、その結果が最近公表されました。その内容としては、1つ目がアルコール検知器を使用した飲酒管理体制の導入、2つ目がアルコール検知をするタイミングとしては、乗船前と航海当直引き継ぎ時に行う、3つ目がアルコール検査の不正防止として検査には第三者が立ち会う、4つ目がアルコール検査の記録を最低1年間保存する、5つ目がアルコール検知の精度・保守管理として、検知器の分解能力が0.01ミリグラム／リットル単位で表示できるもの、6つ目が飲酒禁止期間として、航海当直の4時間前からは飲酒を控える、7つ目が飲酒管理教育の充実、そして、8つ目が平水区域を航行する船舶への飲酒規制として、平水区域を航行する船舶100トン未満、長さが30メートル未満については、安全管理規程の作成の義務づけがないことから、早期に船員法等関係法令の改正を行い、酒気帯びでの当直を禁止するための措置を講ずるとなっております。

また、船員法改正に当たっては、呼気1リットル中のアルコールが0.15ミリグラム未満であっても、航海当直を禁止するように周知するとしております。今までは陸上の酒気帯び運転と同様に、0.15ミリグラム以上となった場合には、当直をかえるという安全管理規程になっていましたが、今回の改正においては、アルコールが検知されたら、即当直はだめということになります。そうすると、今後、陸上では運転する8時間前に飲酒はだめとなり、船の場合には4時間前でだめと

なりますが、結局は、休憩時間を考えると、一滴も飲めないという話になり、余りに厳し過ぎると思います。

【高橋（真） 部会長】

出港前の乗船の段階と違って、当直時の検査は誰がするのですか。

【平岡使用者委員】

第三者がします。第三者が今までと違い、0.01ミリグラム単位で表示が出る精度の高いアルコール検知器を使います。そこで、少しでも出た場合はだめということで、船員法を改正すると思います。

【佐藤海技資格課長】

その辺の情報はまだ入っていません。

【高橋（真） 部会長】

わかりました。

白幡委員はありませんか。

【白幡使用者委員】

新聞情報にもありますが、大島と半島側のちょうど間に大島瀬戸というところがあり、そこに番所根といって岩礁があります。そこで20日に、宮崎県のマグロはえ縄漁船が座礁して、まだ離礁していません。FRP船でサメを満載して入ってきて、ちょうど満潮のときに座礁したので、結局、そのままの状態です。そのため、当社で24時間監視を頼まれ、やっていますが26日にサルベージするということで、日本人2人とフィリピンの船員7人の全員が現在、陸で待機しています。

【柳田船員労政課長】

初めて入った船だったのか。

【白幡使用者委員】

違います。ここは数年に1回、必ず引っかかる場所です。そのために灯台があるのに、それにもかかわらず結構、座礁します。

【高橋（真） 部会長】

皆さんからいろいろな情報の提供がございました。ありがとうございました。

ほかになければ、本日の議事は終了となります。

次回の船員部会は9月27日金曜日の13時30分から、会場はいつもの4階の会議室で行います。

◎閉 会